

俊翔会会員の皆様へ

謹啓 立春の候、俊翔会会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より私の政治活動につき深いご理解と格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年は医療と介護の一体改革という大きな変革の法律が成立いたしました。常に日本医師連盟 横倉義武委員長と連携をとりながら医療政策の議論を重ねて参りました。秋の臨時国会からは参議院厚生労働委員会理事を拝命し、与野党間の調整や附帯決議の策定で中心的な役割を担わせていただいております。また、呼びかけ人として議員連盟を立ち上げ、医療基本法や成育基本法など議員立法の成立も目指しております。

今後も、地域医療の現場の声を国政に反映させるべく力を尽くし、医療関係者が安心して医療を提供でき、国民が安心して医療を受けることができる国づくりのため努力を重ねる所存でございますので、引き続き物心両面のご支援を賜わりたく心よりお願い申し上げます。

つきましては、引き続き本年の俊翔会年会費（一口1万円より）のご協力をお願い申し上げます。ご理解の上は、別紙の振込先へお振り込み下さいますようお願い申し上げます。

季節柄皆様のご自愛ご健勝を心より祈念申し上げます。

謹白

平成27年2月吉日

参議院議員

羽生田 俊

俊翔会規約

第一条(名称・所在地)

本会は、俊翔会と称し、主たる事務所を東京都に置く。

第二条(目的)

本会は、我が国における社会福祉の発展と国民生活の質的向上を目的とし、羽生田俊(たかし)の政治活動を支援するとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第三条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究会、講演会等の開催
- 2 機関紙、その他印刷物の発行及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他、本会の目的達成のため必要な事業

第四条(会員)

本会の目的に賛同する者を会員とする。

第五条(役員)

本会は次の役員を置く。

会長、幹事、会計責任者、会計責任者の職務代行者など

第六条(経費)

本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

第七条(会費)

本会の会費は年10,000円(一口)とする。

第八条(会計年度)

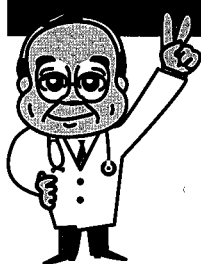
本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第九条(補則)

本規約に定めなき事項については役員会で決定する。

附則 本規約は、平成25年8月1日より実施する。

※ご不明な点等ございましたら、
お気軽に俊翔会事務局へお問い合わせください。



俊翔会事務局

〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館319号室

電話 03-6550-0319

FAX 03-6551-0319

URL <https://www.hanyuda-t.jp/>

俊翔会

しゅんしょうかい

振込先のご案内

羽生田 俊(たかし)の政治活動を支える俊翔会にご協賛
ありがとうございます。

年会費(一口10,000円)は下記口座宛てにお振込みくだ
さいますようお願い申し上げます。

尚、誠に恐縮ですが、お振込み手数料はご本人様でご負担
をお願いいたします。

振込先

りそな銀行 参議院支店

普通口座：0031792

口座名義：俊翔会(シュンショウカイ)

代表者 羽生田 俊(タカシ)

寄付金(税額)控除のための書類をご希望の場合は、領収書
に同封の専用用紙にてお申し付けください。

注)法人名義での寄附について

俊翔会は法人(政治団体を除く)から寄附をいただくことが
禁じられている政治団体ですので、法人名義にてお振込みの
際は、下記口座宛てにお振込みくださいますようお願い申し
上げます。

また、国又は地方公共団体から補助金等(試験研究費、
災害復旧費等を除く)を受けている法人の寄附行為は禁止
されておりますので、ご理解の程お願いいたします。

法人名義での振込先

三井住友銀行 神田支店

普通口座：3011578

口座名義：自由民主党群馬県参議院比例区
第八十二支部 支部長 羽生田 俊